

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 小伊木・古市場地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	小伊木・古市場地区地区計画	
位 置	各務原市鵜沼古市場町2丁目の一部、3丁目、 鵜沼小伊木町1丁目・2丁目の一部	
面 積	約26.2ha	
区域の整備 ・ 開発及び 保全の方針	地区計画の 目標	<p>当地区は、人口の集中した既存集落からなっており、居住者が利用する生活道路が狭小となっている地区である。</p> <p>今後は、市街化の進展及び既存建築物の建て替えに合わせた地区施設の計画及び敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止する計画を定めるとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、生活環境が整ったゆとりのある市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>地区施設の整備を進め、良好な住環境を有するゆとりある住宅地としての土地利用の促進を図る。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>地区施設については、昔からの狭小な道路が多いため、地区内居住者が利用する生活道路として利便性、安全性の向上を目的とした拡幅道路を、更に土地利用の増進を図るための新設道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、都市公園2箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	路線数	延 長
	区画道路（拡幅）	6.0 m	17本	約 3,102m	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度			
		150平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」